中濃消防組合　報道発表資料
令和８年１１月１０日

運転免許証が失効した職員による公用車の無免許運転について

本年１１月９日、関消防署武儀出張所に勤務する３０代の消防隊員が運転免許証を失効した状態で公用車を運転していたことが発覚しました。当該職員は、運転免許証が失効した令和８年５月５日から１１月９日までの１８９日間、緊急走行３６回を含む計４２回、無免許状態で公用車を運転していました。

事案発覚後、本人に確認したところ、免許の更新を失念していたとのことであり猛省しております。また、組織として運転免許証の十分な確認が出来ていなかったことを大変重く受け止めております。

１　該当職員

関消防署武儀出張所　消防士長　３０代男性

２　発覚に至った経緯

当組合では、平成１６年以降、年に一度全職員の運転記録証明書を取得し、過去の違反や行政処分等を把握していますが、１１月９日に自動車安全運転センターから当該職員の運転記録証明書が免許失効により発行できないと連絡があり、本人に確認したところ失効の事実が発覚しました。

３　運転免許証失効期間中の運転履歴

運転免許証が失効した令和８年５月５日から１１月９日までの１８９日間、６１回の当直勤務のうち緊急走行３６回を含む計４２回、無免許状態で公用車を運転していました。

４　事案発覚後の対応

１１月９日　消防本部から本人に対し事実確認
消防本部から関警察署に報告
全職員に対し事案の共有及び再発防止徹底の指示

１１月９日・１０日　全職員を対象とした運転免許証の確認を実施

５　再発防止策

⑴　職員の運転免許証の状況を把握するための管理簿を作成し、更新が必要な職員に対し事前に更新時期の周知徹底を図る。
⑵　毎日の朝礼（日勤者）又は勤務交代（当直者）時での運転免許証の確認を徹底する。

６　消防長コメント

このような事態を発生させ、市民の皆様の信頼を損ねることになりましたことにつきまして深く反省しお詫び申し上げますとともに、再発防止の徹底を図ってまいります。

【お問合せ先】
中濃消防組合消防本部　総務課
電話：0575-23-9090　　FAX：0575-24-6996